



2025年6月27日

各 位

会 社 名 S G ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 松本 秀一
(コード番号：9143 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取締役 財務・経営企画担当 高垣 考志
(TEL 075-693-8850)

新経営体制、指名・報酬諮問委員会の体制、及び取締役の報酬に関するお知らせ

当社は、本日開催の第19回定時株主総会、その後の指名・報酬諮問委員会、取締役会を経て下記の通り新経営体制及び指名・報酬諮問委員会の体制が決定しましたので、お知らせいたします。

また、当社の取締役の報酬に関して、評価基準の見直しを行いましたので、合わせてお知らせいたします。

記

1. 新経営体制について

役職	氏名	担当・重要な兼職等
代表取締役会長	栗和田 榮一 (くりわだ えいいち)	佐川急便株式会社 会長
代表取締役社長	松本 秀一 (まつもと ひでかず)	SG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD. 取締役社長
代表取締役副社長	本村 正秀 (もとむら まさひで)	事業推進担当
取締役	高垣 考志 (たかがき こうじ)	財務・経営企画担当 名糖運輸株式会社 取締役 SGH グローバル・ジャパン株式会社 取締役 SG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD. 取締役 SG リアルティ株式会社 取締役
取締役	笹森 公彰 (ささもり きみあき)	佐川急便株式会社 代表取締役社長
社外取締役	高岡 美佳 (たかおか みか)	立教大学 経営学部 教授 共同印刷株式会社 社外取締役 株式会社ニッポン 社外取締役

社外取締役	鷺坂 長美 (さぎさか おさみ)	小澤英明法律事務所 顧問 認定 NPO 法人 救急へり病院ネットワーク 理事長
社外取締役	秋山 真人 (あきやま まさと)	
社外監査役	田島 聡志 (たじま さとし)	
監査役	新本 朋斉 (にいもと ともなり)	
社外監査役	大島 義孝 (おおしま よしたか)	大豊建設株式会社 社外取締役 野村スパークス・インベストメント株式会社 コンプライアンス委員会 外部委員 功記総合法律事務所 共同パートナー弁護士
社外監査役	多田 智子 (ただ ともこ)	日本化学工業株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社ムロコーポレーション 社外取締役(監査等委員) 多田国際コンサルティング株式会社 代表取締役 多田国際社会保険労務士法人 代表社員
執行役員	吉田 貴行 (よしだ たかゆき)	管理・統制担当 兼 総務部長 株式会社ヒューテックノオリン 取締役 SGH グローバル・ジャパン株式会社 取締役 SG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD. 取締役 SG アセットマックス株式会社 取締役 SG システム株式会社 取締役
執行役員	山本 将典 (やまもと まさのり)	
執行役員	山内 睦人 (やまうち ぼくと)	国際戦略担当 兼 国際戦略事業部長 SG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD. 取締役 EXPOLANKA HOLDINGS Limited 取締役会長 兼 社長

2. 指名・報酬諮問委員会の体制について

取締役候補者の指名や取締役が受ける報酬の妥当性の審議に関する手続きの透明性・客観性の強化を図り、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させるため、委員長を代表取締役から独立社外取締役に変更いたします。

<変更後の委員長・委員>

委員長：高岡 美佳(独立社外取締役)

委員：鷺坂 長美(独立社外取締役)

松本 秀一(代表取締役社長)

※栗和田榮一は、引き続き当社代表取締役会長として、当社および当社グループの経営に携わり、グループの経営をリードしてまいります。

3. 取締役の報酬について

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう経済環境及び業績等を勘案して決定するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、金銭報酬としての基本報酬及び非金銭報酬としての業績連動型株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み基本報酬のみとしております。

この度、業務執行取締役の基本報酬について、2025年6月より持続的な企業成長、企業価値向上への貢献を直接的に反映するよう評価基準の見直しを実施いたしました。報酬額は、役位、職責に応じて定めた基本的な報酬テーブルを元に、連結営業収益、連結営業利益、自己資本利益率（ROE）、株主総利回り（TSR）の達成度合等に基づいて加減算し、最終的に決定する方針としております。

なお、個人別の報酬等の具体的な内容（基本報酬の額及び業績連動型株式報酬の付与株式数）については、取締役会の決議によりその決定を取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会に一任するものといたします。

以上